

# 託児室利用について

茨木市市民総合センター(クリエイトセンター)の諸室を利用される方で、乳幼児連れの市民の方々の活動の増進に資するため、下記のとおり託児室を運営しています。利用受付・お問い合わせは 1F 事務所にしてお申込みください。

対 象：市民総合センター内にある諸室の使用許可を受けた方

定 員：30 名（保護者も人数に含む）

利用手続：利用当日、利用前に「託児室使用届」を提出

## 【利用時のお願い】

保護者を配置してください。乳幼児のみでの使用はできません。

事故の責任は負いません。

もし事故やケガが起きた場合は、すぐに事務所へ連絡してください。

備え付けの絵本や毛布などは丁寧に扱ってください。

片付けは利用者が行ってください。

託児室単体でのご利用はできません。

